

海老名市 第三次環境基本計画 改訂版

概要版

令和7年3月



海老名市

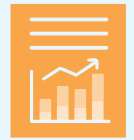
住みたい 住み続けたいまち

みんなが笑顔 にぎわいと自然が共生するまち

市の役割

環境施策や市の事務などの中で、環境を守る取組を行います。

たとえば



環境基本
計画の
策定



環境と
調和の
とれた
まちづくり



各種環境
基準適合
状況の
測定・公表



環境啓発・
環境教育
の実施

市民の役割

日常生活の中で、環境を守る取組を行います。

たとえば



不要な
電気は
使わない



ごみは
きちんと
分別する



断熱性を
高める
リフォーム
を行う



環境関連
イベント
への参加



できるだけ自動車の
使用は控え自転車や
公共交通機関を
利用する

事業者の役割

事業活動の中で、環境を守る取組を行います。

たとえば



工場・
事業所の
省エネ化



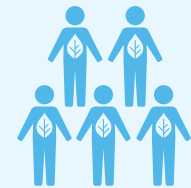
廃棄物
削減・
適正処理



近隣に
配慮した
事業活動



事業所
敷地内の
緑化



従業員への
環境意識高揚



1. 計画改訂の背景・目的

私たちが暮らす海老名市の環境を守るため、海老名市第三次環境基本計画（以下、「環境基本計画」）を策定したのが令和元(2019)年度です。その後、わずか 5 年の間に、私たちの環境を取り巻く状況は大きく変化しています。その代表的なものが地球温暖化の激化です。近年、日本の各地で豪雨による被害が頻繁に発生しています。また、夏の最高気温や夏日の観測日数は、観測史上 1 位の記録が毎年のように更新されています。

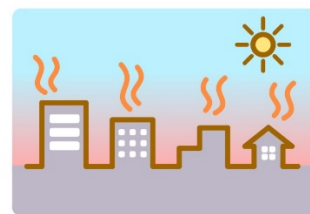
このような状況を踏まえ、国は地球温暖化対策推進法の改正など、地球温暖化対策に係る取組を強化しています。また、地方自治体に対しても、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定を努力義務として求めています。このため、本市は、これまでの環境に関する取組の評価等を踏まえ、新たな環境課題に対応するために、海老名市第三次環境基本計画を改訂することとします。



水不足



災害の増加



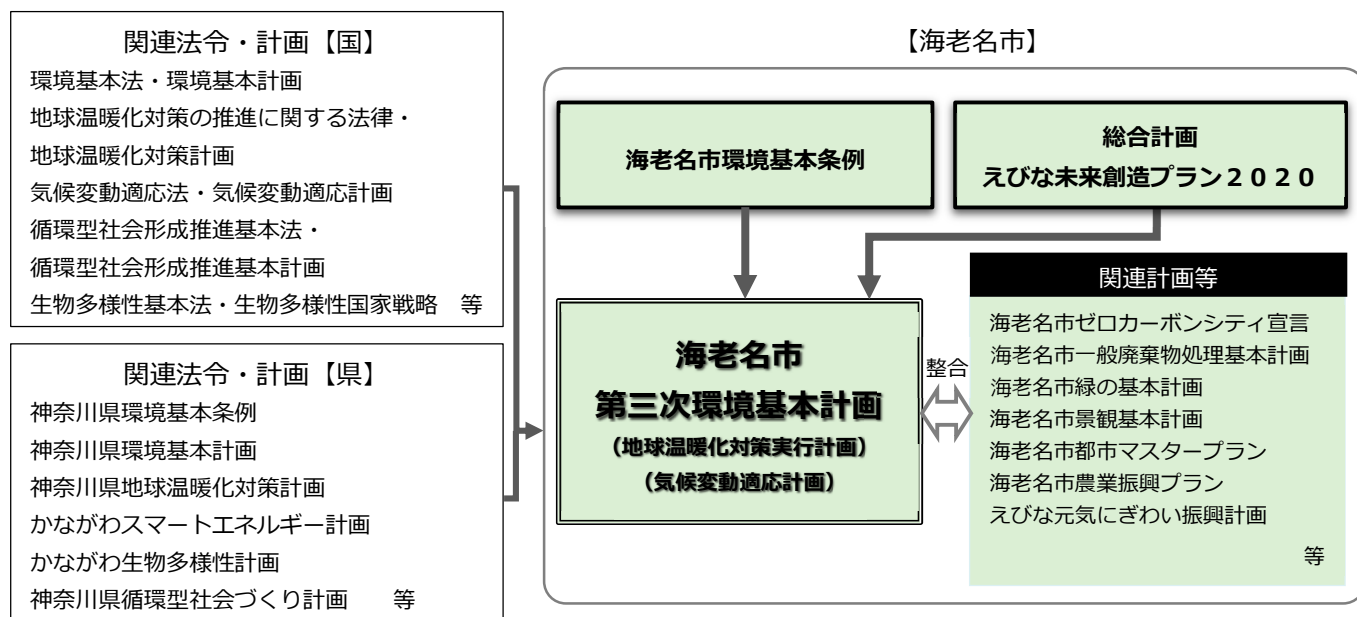
夏季の高温

2. 計画の期間

本計画は、海老名市第三次環境基本計画の計画期間を一年延長し、令和 2 (2020) 年度から令和 12(2030)年度までの 11 年間とします。

3. 計画の位置づけ

海老名市環境基本条例第 8 条に基づき策定します。また、関連計画との整合を図ります。



4. 基本理念

環境基本計画は、海老名市環境基本条例で示されている3つの基本理念を実現するための取組をまとめた計画です。

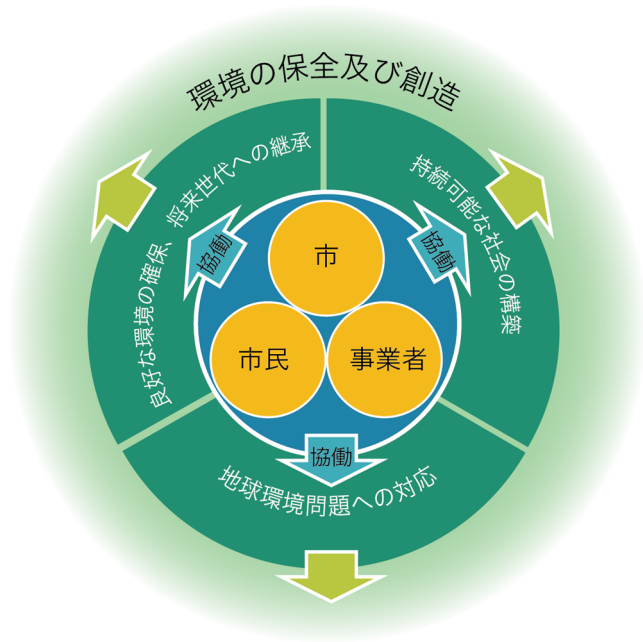
計画では、海老名市のにぎわいを今後も維持しつつ、自然や景観など身近な環境や地球環境を守っていくため、令和12(2030)年の環境の姿を描き、その実現のためにどんな取組を進めるべきかを示しています。

【海老名市環境基本条例3つの基本理念】

- ・良好な環境の確保、将来世代への継承
- ・持続可能な社会の構築
- ・地球規模の環境問題への対応

そして、令和12(2030)年の環境の姿を実現するために市、市民、事業者が協力して、下の4つの視点でさまざまな取組を行っていくことを検討しています。

- ①地球環境の保全への取組
- ②安全・安心な生活環境の保全への取組
- ③海老名市特有の環境を保全する取組
- ④環境保全意識・活動の発展への取組



5. 環境未来像

本計画では、前述の基本理念や本市の現状などを踏まえ、本市が目指す未来の姿（環境未来像）を次のとおり設定します。

環境未来像

みんなが笑顔 にぎわいと自然が共生するまち

本計画では、総合計画「えびな未来創造プラン2020」における海老名市の将来像「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」のもと、市・市民・事業者が協働しながら、まちのにぎわいと環境の保全をともに進め、地球にやさしく誰もが健やかに安心して暮らせる持続可能なまちの実現を目指します。



6. 施策の体系図

本計画は以下に示す施策の体系図に基づいて計画を推進します。

環境未来像	基本方針	施策の方針	基本施策	施 策
みんなが笑顔 にぎわいと自然が共生するまち	1 地球にやさしい社会の実現に向けて取り組みます	1-1 地球温暖化対策の推進を通して豊かで安全・安心な暮らしを実現します     	1 省エネルギーの推進	○省エネ行動の推進 ○エネルギー効率の向上
		1-2 循環型社会を形成します   	2 低炭素社会の実現に向けた取組の推進	○再生可能エネルギー等の普及促進 ○蓄電設備の導入促進 ○日常における環境配慮の推進 ○電気自動車と充電設備の普及促進
		1-3 緑・水・生きものと共生します   	3 地球温暖化への適応策の推進	○風水害への対応 ○熱中症・感染症対策の推進 ○暑熱対策の推進 ○高温化による農作物への被害の緩和
		2-1 水環境を守ります  	4 ごみ減量化・資源化に向けた取組の推進	○ごみの発生・排出抑制の推進 ○再使用・再資源化の推進 ○食品ロス削減の推進
		2-2 生活環境を守ります    	5 ごみの適正処理の推進	○環境に配慮したごみ処理体制の推進
		3-1 都市環境の整備により住みやすく快適な脱炭素社会を実現します   	6 緑・水辺の保全・活用の推進	○緑化の推進 ○みどりの普及・啓発の推進 ○みどりの保全・ふれあいの推進
みんなが笑顔 にぎわいと自然が共生するまち	2 健やかに暮らせる安全・安心な環境を確保します	3-2 農地を守ります   	7 さまざまな生きものとの共生の推進	○生物多様性の普及・保全・活用の推進 ○生物の生息・生育状況の把握の推進 ○外来生物対策の推進
		3-3 地域資源を守ります    	8 河川等の水質保全	○水質の改善・保全の推進 ○汚染源削減の推進 ○河川水質の監視
			9 水循環型社会の構築	○水循環の推進 ○節水の推進 ○地下水の利用による地盤沈下対策の推進
			10 大気汚染対策	○工場・事業場・建設作業における対策 ○自動車対策 ○大気環境の監視
			11 騒音・振動・悪臭対策	○工場・事業場・建設作業における対策 ○自動車対策 ○生活空間における対策 ○航空機騒音対策
			12 化学物質対策	○工場・事業場における対策 ○化学物質汚染に関する監視
	3 “海老名らしさ”を守り、育み、将来に引き継ぎます		13 良好な都市環境の形成	○環境と調和のとれたまちづくりの推進 ○コンパクトシティの実現
			14 快適な移動環境の形成	○道路交通網の円滑化の推進 ○利用者に配慮した道路整備 ○公共交通機関の利用促進 ○シェアサイクルの利用推進
			15 まちの美化推進	○地域美化の推進 ○不法投棄対策の推進 ○ペットの適正飼育の推進
			16 農業振興の推進	○農地の保全・活用の推進 ○地産地消の推進 ○環境に配慮した農業の推進
			17 農業とのふれあいの推進	○農業とふれあう機会の拡充
			18 豊かな景観づくりの推進	○地域に根差した景観の保全 ○調和のとれた景観の形成
みんなが笑顔 にぎわいと自然が共生するまち	4 みんなで海老名の環境を考え、行動します	4-1 環境を考え、行動します   	19 緑地や林地の保護・活用の推進	○都市緑地の維持・整備による保全と活用 ○森林整備の実施による森林の活用推進
			20 歴史遺産等の保護・活用の推進	○歴史的空間・文化財の保護と活用
			21 環境への意識づくりの推進	○啓発事業の推進 ○「海老名を愛する」心を育む教育・学習の推進 ○環境関連情報の積極的な収集・発信
			22 自発的な環境行動の推進	○多様な主体による参画の推進 ○各種団体の活動支援 ○許可申請手続きの支援

7. 本計画が目指す姿と SDGsとのつながり

SDGs（エスディージーズ）とは「Sustainable Development Goals」の略で、日本語では「持続可能な開発目標」と記されます。SDGsは国連が2016年から2030年までの15年間で世界が達成すべきゴールを表したもので17項目のゴールと169項目のターゲットからなります。

平成27(2015)年9月、ニューヨークの国連本部で「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「我々の世界を変革する 持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中核を成すのがSDGsです。

17項目のゴールは、世界共通のものであるため誰もがわかりやすいようにカラフルなアイコンで表されています。この中で、特に海老名市環境基本計画と関連の深い目標は「6.施策の体系図」に示す通りです。これらの施策の効果が発揮され、SDGs目標が達成された海老名市の姿を右に示します。



SDGsの17のゴール

出典 国連広報センター

8. 地球温暖化への対応

①地球温暖化対策実行計画 区域施策編

海老名市全域に適用される地球温暖化対策の実行計画を策定し、第三次環境基本計画改訂版の一部としています。この計画の中で、以下の目標を掲げています。

□ 短期目標

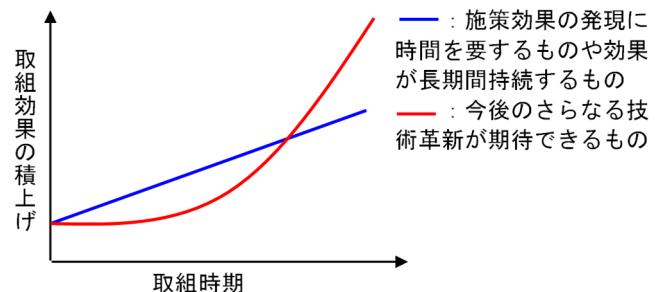
2030 年度に温室効果ガスの排出量を 2013 年度と比較して 50%削減します。

□ 中長期目標

2050 年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を実現します。

上記の目標達成のため、長期的な視点で施策の方向性を決定する観点から、以下のような施策に優先的に取り組みます。

- ・効果が出るまでに時間を要するもの
- ・事業が完了するまでに時間を要するもの
- ・多方面に波及して効果が大きくなるもの
や効果が長期間持続するもの



②地球温暖化対策実行計画 事務事業編

海老名市の事業に適用される地球温暖化対策の実行計画を策定し、第三次環境基本計画改訂版の一部としています。この中で、以下のような市の取組を定めています。

- ・省エネの徹底や不要なエネルギー消費の回避など、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上
- ・省エネを意識した機器の仕様や省エネ機器の導入など、設備機器の運用改善の取組
- ・再生材の積極利用や緑化の推進など、公共事業での環境配慮の取組

③気候変動適応計画

気候変動適応法に規定される計画を策定し、第三次環境基本計画改訂版の一部としています。この中で、地球温暖化に対する緩和策と適応策を、以下のように定めています。

□ 緩和策

- ・省エネルギーの推進や再生可能エネルギー等の普及促進
- ・緑地や水辺の保全・活用の推進による良好な都市環境の形成
- ・道路交通網の円滑化や公共交通機関の充実など、快適な移動環境の形成

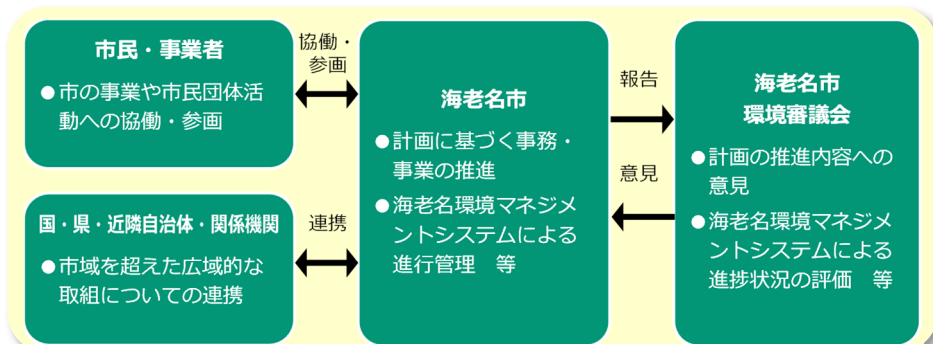
□ 適応策

- ・風水害や熱中症対策、農作物への被害の緩和など、地球温暖化への適応策の推進
- ・啓発事業や環境関連情報の積極的な収集・発信など、環境への意識づくりの推進

9. 計画の推進体制と進行管理

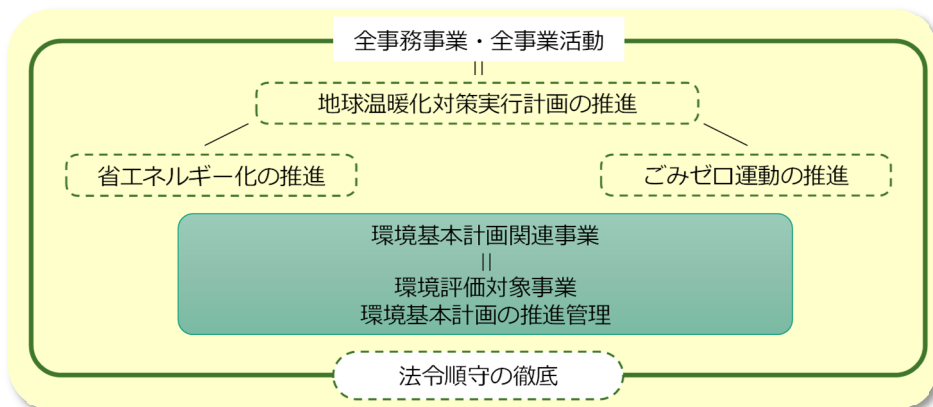
■推進体制について

計画の推進は右に示す体制に基づいて市民や事業者との協働、国や近隣自治体と連携を図ります。



■進行管理について

本計画は、海老名環境マネジメントシステムに基づいて進行管理を行います。

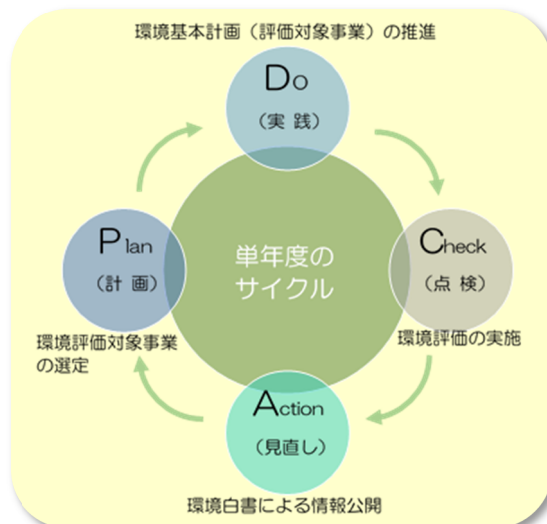


※海老名環境マネジメントシステム

海老名市環境基本計画及び海老名市地球温暖化対策実行計画の進行管理と、各種環境法令の順守を市の事務事業と一体的に進めるための海老名市独自の環境管理システム

■PDCAの流れについて

海老名環境マネジメントシステムによる本計画の進行管理にあたっては、右図に示すPDCAサイクルに基づいて行います。



海老名市第三次環境基本計画 改訂版 概要版

発行 令和7年3月 編集 海老名市 経済環境部 環境政策課

〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の 1

TEL 046-235-4912

ホームページアドレス <https://www.city.ebina.kanagawa.jp/>



海老名市イメージキャラクター えび～にゃ